

平成29年3月24日

大分県警察本部長  
刑事部長  
警務部長  
生活安全部長  
交通部長  
警備部長

## 適正なビデオカメラの使用の徹底について

### 1 対象活動

事前協議の対象となる警察活動（以下「対象活動」という。）は、捜査活動、被害者支援のための活動、保護対策等の警察活動とする。

### 2 事前協議手続

- (1) 警察署長は、対象活動のためビデオカメラ（街頭防犯カメラ、庁舎の防護に使用するビデオカメラ、ヘリコプターテレビシステム及び交通監視カメラを除く。以下同じ。）を特定の場所に設置し、又は固定して使用しようとするときは、当該警察活動を主管する警察本部の課の長（以下「主管課長」という。）に対し、ビデオカメラ設置事前協議書により事前に協議すること。この場合において、主管課長は、必要に応じて刑事部刑事企画課長と協議すること。
- (2) 警察本部の所属の長は、対象活動のためビデオカメラを特定の場所に設置し、又は固定して使用しようとするときは、必要に応じ、刑事部刑事企画課長に対し、ビデオカメラ設置事前協議書により事前に協議すること。
- (3) 主管課長は、前記(1)の規定による協議を受けたときは、使用の必要性、相当性等を検討し、使用の可否、使用場所、使用方法等に関して助言をすること。

### 3 設置又は固定に際しての留意事項

- (1) ビデオカメラを特定の場所に設置し、又は固定して使用しようとする方法による被疑者の撮影等については、捜査目的を達成するため、必要な範囲において、かつ、相当な方法によって行われる場合に限り、任意捜査として許されるものである。
- (2) 対象活動のためビデオカメラを特定の場所に設置し、又は固定して使用しようとするときは、当該場所の性質、使用の具体的目的（現行犯の立証、既に行われた犯罪の被疑者の特定等）、使用の必要性（事件の重大性、嫌疑の程度等）及び使用方法の相当性（第三者が撮影対象に含まれるか否か等）について、対象活動の具体的状況に即して検討した上で実施するとともに、使用の継続についても随時検討すること。
- (3) ビデオカメラの設置又は固定に当たっては、ビデオカメラを設置し、又は固定する場所及び設置し、又は固定するために立ち入る必要のある場所の管理者を確実に確認し、当該ビデオカメラの設置又は固定及び設置し、又は固定するための立入りについて、当該管理者の承諾を得ること。
- (4) 捜査幹部は、自ら捜査報告書、図面その他の資料を確認し、ビデオカメラの設置又は固定について十分検討するとともに、具体的な捜査指揮を行うこと。